

第3章 地域別構想

都市計画マスタープラン地域別構想の地域区分は、地域としての一体性やまとまりが備わり、住民等にも理解されやすい区分として概ね小学校区を基本構成単位として設定します。



2. 大野町第1区

(1) 地域の概況

第1区は、東端を根尾川に接し、区のほぼ中央を根尾川支流の三水川が南北に縦断しており、平坦な地形を形成しています。

市街地は、三水川東側の国道303号沿道等に形成されており、第2区の市街地と合わせて商業・行政機能が集積する本町の中心市街地となっています。

道路は、国道303号をはじめ、県道が東西、南北に縦横断しており、これらの幹線道路は、本町の主要公共交通手段であるバス路線となっています。

第1区東部を流れる根尾川河川敷は、町民のレクリエーションの場として活用されていますが、洪水により河川堤防が破堤した場合に市街地の大部分が浸水するなど、防災面での課題が懸念されています。

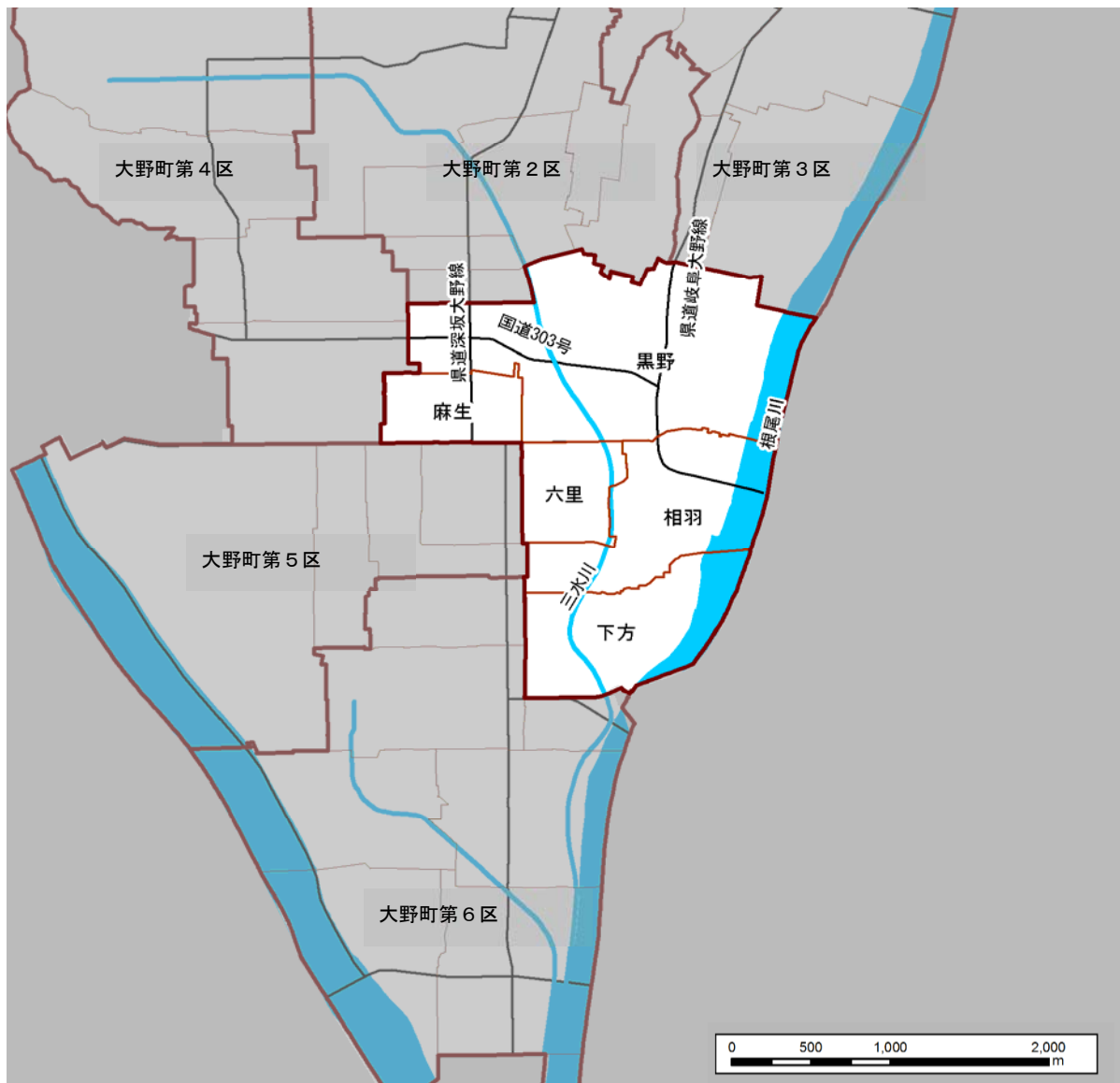


図3-2 大野町 第1区

(2) 地域の特性等

人口・世帯

- 人口は、過去一貫して減少している一方、世帯数は増加傾向となっています。これは、世帯構成人員が減少してきているためで、将来的にもこうした傾向が続くものと予想されています。

土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 根尾川および三水川沿岸に広がる平坦地に市街地および農業地が形成されており、自然的土地利用と都市的土地利用がほぼ半分ずつで構成されています。
- 第1区のほぼ中央部を南北に三水川が流れており、三水川の西側は水田、東側は住宅地および商業・工業地等と畑地が入り混じった土地利用となっています。
- 国道303号および県道岐阜大野線沿道に住宅地や商業地等からなる市街地が形成されています。
- 第1区の商業用地面積は、町の商業用地面積の約46%を占めており、これらの商業用地は、主に区北部および西北部（黒野地区）に分布しています。

<土地利用規制>

- 三水川西側の水田および東側の畑地は、農用地区域に指定されています。
- 都市計画道路沿道は、特定用途制限地域が指定されています。
- 三水川東側の（都）大野池田線沿道の農用地区域に指定されている畑地は、道路の整備に伴い、将来、都市的土地利用との調整が懸念されます。

<用途別建物現況>

- 第1区では住居系建物が約76%、工業系が約8%、商業系が約6%立地しています。
- 本町の総棟数に占める第1区の総棟数比は約23%であり、建物用途別では住居系比が約23%、工業系比が約19%、商業系比が約45%であり、商業系建物の棟数比が大きく、第1区が本町の商業中心であることを表しています。
- 地区別では、黒野地区に第1区全体の約64%の建物が立地しており、商業系建物が第1区全体の約94%、さらに町全体に対しても約41%を占めており、町の商業中心地となっています。
- 工業系建物も黒野地区に集中しており、第1区全体の約69%の建物が立地していますが、規模は比較的小さく、大規模工業系建物は相羽地区に集積しています。

<公共公益施設>

- 公共公益施設の多くは、隣接する第2区との境界部に分布しています。

<建築年別建物現況>

- 第1区では新耐震基準以前である昭和56年(1981年)以前に建てられた建物が約58%となっており、町全体の割合(約54%)を上回る水準となっています。
- 地区別では、相羽・下方地区で60%を超えており、第1区内で高い水準となっています。

<商業施設>

- 第1区には、主な商業施設(1,000㎡以上)が7店舗開設されており、黒野地区の国道303号と県道深坂大野線が交わる交差点西側付近と、県道岐阜大野線沿道の2箇所に集中しています。
- コンビニエンスストアは3店舗が幹線道路沿道に立地しており、各店舗が分散立地していることから、第1区内では徒歩でいずれかの店舗を利用することが可能な状況です。

交通状況

<道路>

- 第1区内の幹線道路は、国道1路線(国道303号)および県道3路線で構成されており、国道303号、県道池田揖斐川大野線が東西に、県道岐阜大野線、県道深坂大野線が南北に通っています。なお、24時間交通量^{*}は、国道303号が12,757台、県道池田揖斐川大野線が10,306台と比較的多くなっており、次いで、県道岐阜大野線が7,950台、県道深坂大野線が8,738台となっています。(※H22年度道路交通センサス)
- 第1区内の都市計画道路は、(都)大野揖斐川線、(都)大野池田線がありますが、いずれも未整備となっています。
- 第1区内の市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

<公共交通>

- 第1区には、大野バスセンターを起終点とする5路線のバスが通過し、岐阜市、大垣市、瑞穂市および揖斐川町を結んでいます。
- 第1区の市街地や集落は、ほとんどがバス停からの徒歩圏域800m内となっています。

都市施設の状況

<公園・緑地等>

- 第1区の公園・緑地、広場は合計8箇所あり、合計面積は38,545㎡(黒野駅レールパークを除く)となっています。これは、町全体の公園・緑地、広場面積の約19%を占めていますが、人口1人あたりの面積は6.7㎡/人で、町全体の8.5㎡/人、都市公園法による公園整備基準の10㎡/人と比べても低い水準となっています。
- 第1区内の公園は、比較的大きな公園が区内中央部に立地していますが、南部、北部、西部地区では、不足している状況です。

防災

- 根尾川が氾濫した場合、西部地区の水田地帯を除き、ほぼ区内全域が浸水し、特に、南部では1～2m未満の浸水被害となることが想定されています。
- 第1区南部の相羽地区や下方地区の60%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについては、「就業の場、就業機会」の充実、「街並みの美しさや雰囲気」などの景観性の向上に関するニーズが高くなっています。
- 地域の安全性について不満を感じている方の割合は20%前後となっています。
- 公共施設については、「スポーツ施設」や「公園・緑地など憩いの場」の整備、「歴史や伝統、観光資源」の保全・発掘に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況については、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。

（3）まちづくりの課題

第1区の地域特性や全体構想を踏まえ、第1区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 人口が減少する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 町中心地として、商業の活性化と町中心拠点の充実が必要 ○ 既存工業立地地帯を活かした地域産業の創造と就労の場の確保等が必要 ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要
交通	○ 都市および地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 生活道路の狭い部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要
都市施設	○ 公園・緑地の1人あたりの整備水準の向上が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震・浸水対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要 ○ 「黒野駅レールパーク」、「北岡田家住宅」を活用した観光振興が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第1区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「町の核となる公共・商業機能が融合した、安全・安心・快適な暮らしができる地域の創造」



基本目標

1. 町の中心地として、魅力ある機能の充実した地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. 憩いとやすらぎをもたらす水と緑あふれる地域づくり

まちづくりの方針

土地利用の方針

i) 専用住宅地

相羽・下方地区および黒野東部地区の市街地は、工業施設の混在があるものの、必要に応じて、住宅以外の用途の建築物の立地の抑制や地区計画等による計画的な開発誘導について検討するなど、専用住宅地としての土地利用の誘導と狭あい道路の整備推進による良好な居住環境の形成を目指します。

また、農用地区域に指定されている農地は基本的に保全を図るとともに、空家の適切な管理・対策を推進します。

ii) 一般住宅地

黒野地区（東部を除く）・麻生地区は、既存の商業・工業施設と住宅が共存する住宅地として、必要に応じて、良好な居住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがある建築物等の立地の抑制を検討するとともに、狭あい道路の整備促進による居住環境の維持・改善を図ります。

黒野地区中央部は、町役場が立地する第2区と連携し、『町中心拠点』としての土地利用を誘導します。

なお、北岡田家住宅は、歴史・文化の拠点に位置づけ保全を図ります。

また、空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

iii) 商業地

黒野地区西部の大規模店舗等が立地する一帯は、本町の『商業拠点』として商業施設の誘導を図り、町の中心商業地の形成と商業の活性化を図ります。

商業・金融施設等が立地する一帯は、日常生活に必要なサービスを提供する『商業サブ拠点』としての土地利用を図ります。

iv) 沿道商業地

(都) 大野揖斐川線の既成市街地に隣接した沿道は、沿道商業地以外での沿道サービス施設の無秩序な立地を抑制するとともに、用途地域の指定等を検討し、沿道商業地としての土地利用を図ります。

v) 工業地

相羽地区の既存工業地については、工業地としての土地利用を図り、地域産業の創造と就労の場の確保を促進します。

vi) 農地

三水川西側および黒野地区東部の水田については、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。また、黒野・相羽・下方の各地区に分散的に分布している畑地についても、無計画な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

本町と周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である(都) 大野揖斐川線について、関係機関と協議し、早期整備を推進します。また、地域連携軸である国道303号、(都) 大野池田線、県道深坂大野線および県道岐阜大野線についても、関係機関と協議し、早期整備を推進します。

ii) 公園・緑地

自然環境軸として位置付けられている根尾川について、既存の公園等を活かしたスポーツ、レクリエーション等の交流公園としての整備・活用を図ります。

また、根尾川リバーサイドパークおよび黒野駅レールパークをはじめ、市街地内の既存公園等については、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を図るとともに、公園整備計画を策定したうえで、空きスペース等を活用した新たな公園整備を推進します。さらに、名鉄廃線敷を利用した遊歩道の整備や各公園をネットワークする散策路の整備を図るとともに、既成市街地や集落の社寺境内の樹林および公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け保全を図ります。なお、「黒野駅レールパーク」および「北岡田家住宅」は文化的遺産施設として、公園・緑地等の充実のみならず、観光振興に資する施設としての活用を図ります。

iii) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

iv) 河川

第1区東部を流れる根尾川および水田と市街地を画する三水川は、自然環境軸として保全・活用を図ります。

v) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進により潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

都市防災の方針

洪水などの災害時の町民の安全確保のため、根尾川危険箇所の改修について、国、県に対し強く要望するとともに、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、名鉄廃線敷を利用した避難路の整備や、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための集合場所の一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する農地等を防災系緑地として保全を図ります。

都市景観形成の方針

区内水田地帯および根尾川は、貴重な郷土景観として保全を図ります。

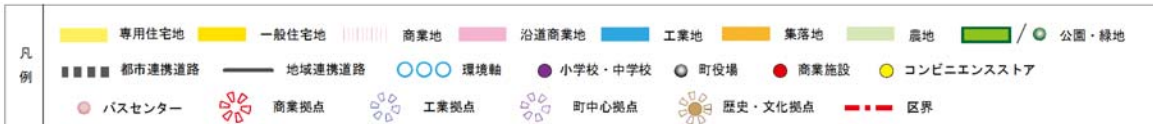


図3-3 第1区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
専用住宅地	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成
一般住宅地	○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 公園整備計画の策定と空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全（水田地帯・根尾川）

3. 大野町第2区

(1) 地域の概況

第2区は、北部に山林、南西部に水田、東部に住宅地等と畑地が入り混じった市街地が形成されており、南西部の水田と東部市街地の境を根尾川支流の三水川が南北に縦断しています。

第2区の70%以上が山林・農地等の自然的土地利用となっており、緑豊かな田園地域を形成している一方、南部には町役場や大野バスセンターがあり、第1区の市街地と一体となった町の中心市街地が形成されています。

第2区内には商業施設やコンビニエンスストアなどの商業サービス施設はなく、第1区と隣接する南部を除き、概ね商業サービス施設の徒歩圏域外となっています。

また、第2区内に大野バスセンターがあり、バス路線は国道303号以南に向かうため、第2区の大部分はバス路線がありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

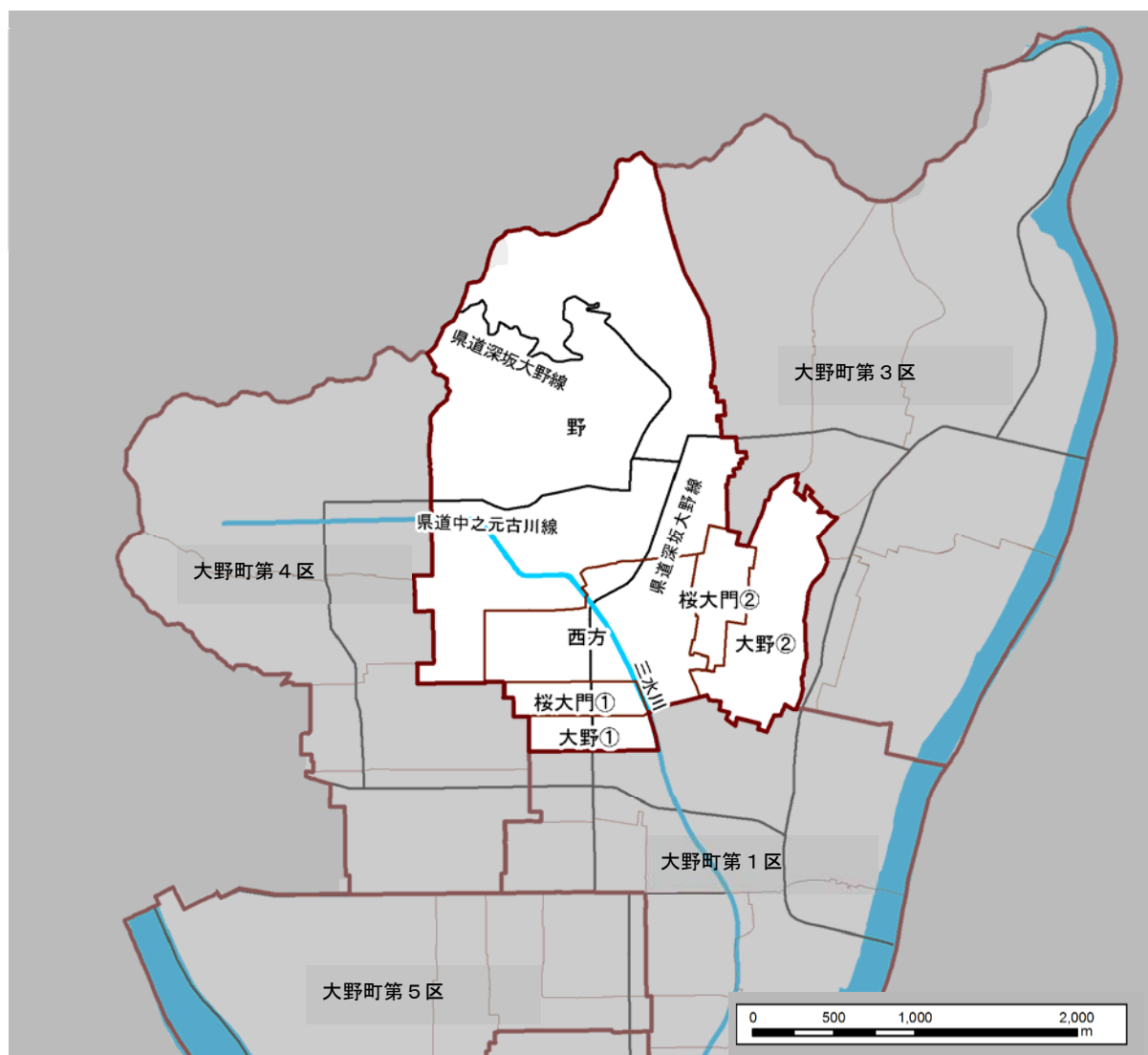


図3-4 大野町 第2区

(2) 地域の特性等

人口・世帯

- 人口は、過去一貫して減少している一方、世帯数は増加傾向となっています。これは、世帯構成人員が減少してきているためで、将来的にもこうした傾向が続くものと予想されています。

土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 第2区は、自然的土地利用比率の高い地域となっており、山林は町の山林面積全体の約36%を占めています。
- また、第2区は、土地利用上、大きく3つの地域に分けられ、北部に山林、その南西に水田、東部に住宅地等と畑地が入り混じった市街地が形成されています。
- 都市的土地利用は町の都市的土地利用面積全体の約16%となっており、住宅用地が約11%と最も多く、次いで工業用地が1.6%、商業用地が0.5%となっています。

<土地利用規制>

- 北部山林を除き、農業振興地域が指定されており、北部山林の裾野、西部の水田および東部の畑地が農用地区域に指定されています。
- 北部山林は、都市計画法に基づく白地地域(用途地域が指定されていない地域)の形態規制により、建ぺい率60%・容積率200%^{*}の規制が定められています。
(※その他の地域は、建ぺい率70%・容積率400%の規制となっています。)

<用途別建物現況>

- 第2区では住居系建物が約84%、工業系が約6%、商業系が約2%立地しています。
- 本町の総棟数に占める第2区の総棟数比は約22%であり、最も棟数が多いのは大野②地区で、第2区の約40%が立地しています。
- 大野町役場が立地する大野①地区では公共系建物が約31%、隣接する桜大門①地区ではその他建物が約54%、公共系建物が約15%と高い比率となっています。

<公共公益施設>

- 公共公益施設の多くは、隣接する第1区との境界部に分布しています。

＜建築年別建物現況＞

- 第2区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物が約52%と、町全体の割合とほぼ同水準となっています。
- 地区別では、野地区で60%を超えており、第2区内で最も高い水準となっています。

＜商業施設＞

- 第2区には、主な商業施設（1,000㎡以上）が開設されておらず、コンビニエンスストアも立地しておりません。しかしながら、南部に位置する大野①・大野②・桜大門①・桜大門②・西方地区では、概ね第1区に立地する商業施設やコンビニエンスストアの徒歩圏域でカバーされている状況です。

交通状況

＜道路＞

- 第2区のほぼ中央を県道深坂大野線が南北に通っているほか、市街地の北側を県道中之元古川線が東西に通り、国道303号および本巣市方面と連絡しています。24時間交通量※は、県道深坂大野線が8,738台、県道中之元古川線が2,101台となっています。（※H22年度道路交通センサス）
- 第2区内の市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

＜公共交通＞

- バス路線のすべてが第2区内の大野バスセンターを起終点として、岐阜市、大垣市、瑞穂市および揖斐川町を結んでいます。
- バス路線のすべては、国道303号以南に向かうため、北部地域はバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

都市施設の状況

＜公園・緑地等＞

- 第2区には、約11haの敷地規模を有する運動公園が立地しているほか、野・桜大門②・大野①・大野②地区にふれあい広場、西方地区に農村公園、野地区に桜台団地公園が整備されており、総面積は120,590㎡となっています。
- 第2区の公園・緑地、広場面積は、本町の46.6%を占めており、人口1人あたりの面積は20.9㎡/人で、町全体の8.5㎡/人、都市公園法による公園整備基準の10㎡/人と比べて2倍以上の水準となっています。
- 公園の立地は、北部・南東部に集中しており、野地区南西部および西方地区西部では、不足している状況です。

防災

- 第2区内に洪水浸水想定区域は含まれていませんが、北部地域で土砂災害警戒区域が指定されています。
- 野地区の60%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについては、「就業の場、就業機会」の充実、「買物の利便性」の向上、「街並みの美しさや雰囲気」などの景観性の向上に関するニーズが高くなっています。
- 地域の安全性については、「火災・延焼からの安全性」の向上に関するニーズが高くなっています。
- 公共施設については、「公園や緑地など憩いの場」の整備、「歴史や伝統、観光資源」の保全・発掘、「ごみ・し尿施設」対策の充実に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況については、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。

（3）まちづくりの課題

第2区の地域特性や全体構想を踏まえ、第2区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 人口が減少する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要 ○ 優れた自然環境の保全が必要
交通	○ 地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 公共交通ネットワークの整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進が必要 ○ 生活道路の狭い部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要
都市施設	○ 利用者ニーズに応じた公園・緑地の適正な配置と拡充が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震・土砂災害対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要 ○ 周辺景観と一体となった野古墳群の保全と緑・観光ネットワークの構築が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第2区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「歴史・文化と緑・農・住が共存した安全・安心・快適な地域の創造」



基本目標

1. 良好な田園環境と豊かな自然環境に恵まれた地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. 「歴史・文化」と「水・緑」があふれる地域づくり

まちづくりの方針

土地利用の方針

i) 専用住宅地

桜大門②地区、大野②地区の市街地は、必要に応じて、住宅以外の用途の建築物の立地の抑制や地区計画等による計画的な開発誘導について検討するなど、専用住宅地としての土地利用の誘導と狭あい道路の整備推進による良好な居住環境の形成を目指します。

また、農用地区域に指定されている農地は基本的に保全を図るとともに、空家の適切な管理・対策を推進します。

町役場周辺地域は、隣接する第1区の黒野地区と一体となった『町中心拠点』の形成を目指すとともに、必要に応じて、良好な居住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがある建築物等の立地の抑制について検討します。

ii) 一般住宅地

大野②地区の南部は、既存の商業施設と住宅が共存する住宅地として、必要に応じて、良好な居住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがある建築物等の立地の抑制や地区計画等による計画的な開発誘導について検討するとともに、狭あい道路の整備推進による居住環境の維持・改善を図ります。

その他、空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

iii) 農地

三水川西側の水田は、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。
また、野地区東部に分布している畑地についても、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

iv) 山林

北部山林は、優れた自然環境を保全し、緑地の機能を活用した町民の健康と保養、自然に触れ合う場としての土地利用を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

地域連携軸である県道深坂大野線および県道中之元古川線について、関係機関と協議し、適宜、整備の促進と適正な維持管理を推進します。

その他、テクノパーク大野へのアクセス道路の整備を促進します。

ii) 公共交通

大野バスセンターを中心として、地域住民の生活に密着した公共交通網の整備推進と、コンパクトなまちづくりを推進します。

iii) 公園・緑地

大野町運動公園・野古墳群は、第2区の骨格となる観光・レクリエーション拠点としての充実を図るとともに、区内既存公園について、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を図ります。

さらに、空きスペース等を活用した新たな公園整備と、名鉄廃線敷を利用した遊歩道の整備や各公園をネットワークする散策路の整備を推進するとともに、既成市街地や集落の社寺境内などの樹林および町役場などの公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け、保全を図ります。

iv) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

v) 河川

概ね水田と集落を画する三水川は、自然環境軸として保全・活用を図ります。

vi) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進による潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

■ 都市防災の方針

土砂災害などの災害時の町民の安全確保のため、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、名鉄廃線敷を利用した避難路の整備や、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための集合場所の一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する山林や農地等を防災系緑地として保全するとともに、土砂災害警戒区域が点在している北部山沿いは、新たな開発等の抑制を検討します。

■ 都市景観形成の整備方針

区内水田地帯および野古墳群は、貴重な郷土景観として保全を図ります。

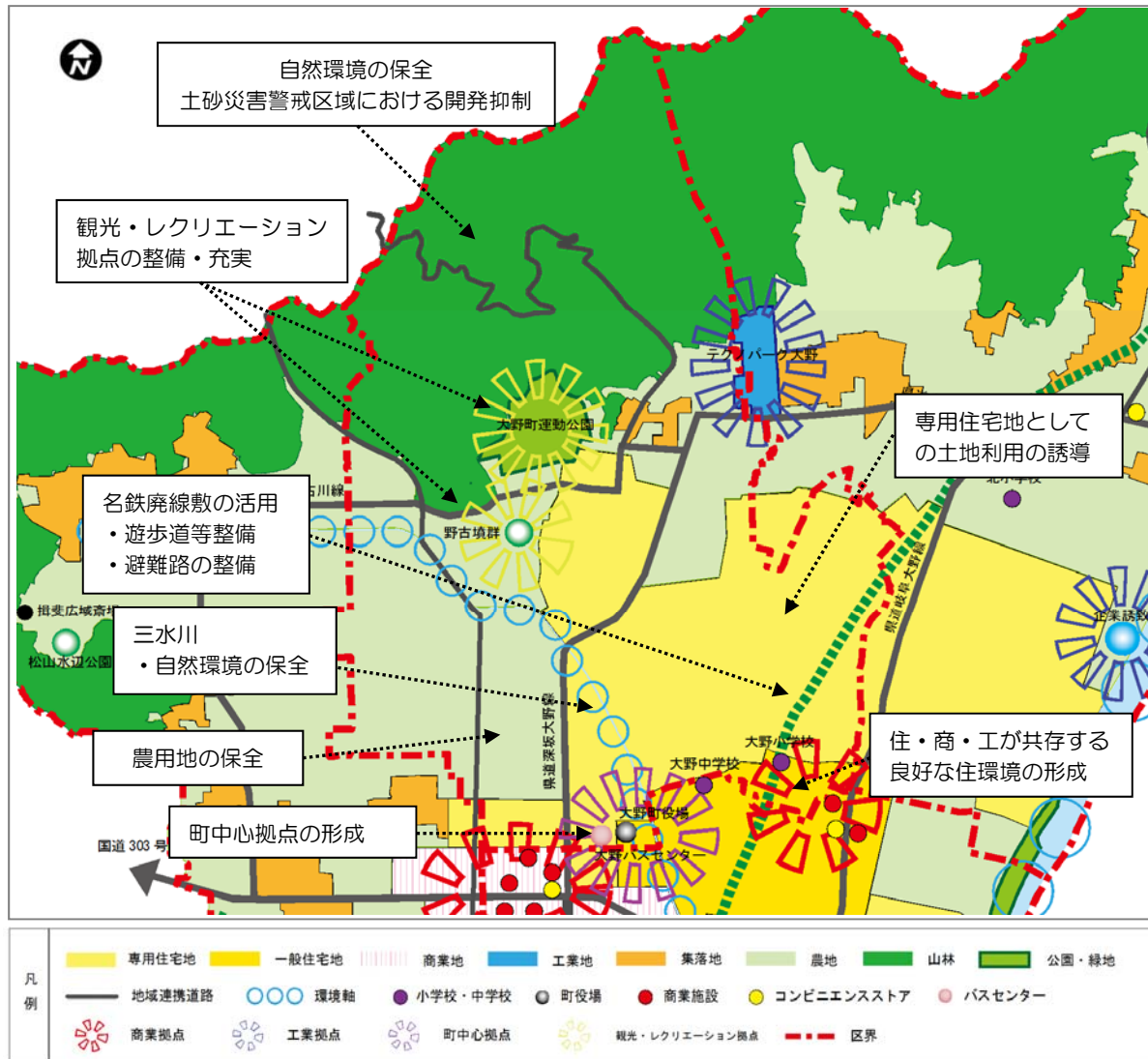


図3-5 第2区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
専用住宅地	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成
一般住宅地	○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公共交通	○ 公共交通網の整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全（水田地帯・野古墳群）

4. 大野町第3区

(1) 地域の概況

第3区は、東端を根尾川に接し、区の北部は山林で、その他は平坦地の水田・畑と住宅地・集落等が入り混じった農業地域となっています。

北部の山林地域は、石灰採取地が分布しており、根尾川沿岸には、主に石灰加工等に関連した工場が分散立地していますが、一部ではその跡地利用が必要とされています。

第3区には、県道が3路線通っており、地域の主要公共交通手段であるバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

第3区東部を流れる根尾川河川敷は、町民のレクリエーションの場として活用されていますが、洪水により河川堤防が破堤した場合に、上秋地区が浸水するなど、防災面での課題が懸念されています。



図3-6 大野町 第3区

(2) 地域の特性等

人口・世帯

- 人口は、過去一貫して減少している一方、世帯数は増加傾向となっています。これは、世帯構成人員が減少してきているためで、将来的にもこうした傾向が続くものと予想されています。

土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 第3区の土地利用は、農地が約34%、山林が約30%となっており、自然的土地利用が半数以上を占めています。都市的土地利用は、工業用地・住宅用地が、それぞれ約8%となっており、商業用地は0.4%にとどまっています。
- 第3区北部は山林となっており、その他の地域は水田・畑と住宅地・集落等が入り混じった農業地帯となっています。
- 第3区東部の根尾川沿岸には工業地が分散して形成されていますが、これは、北部山林地域の石灰採取地から採取される石灰の加工等に関連した工場となっており、一部ではその跡地利用が必要とされています。

<土地利用規制>

- 北部山林を除き、農業振興地域が指定されており、農地の大部分が農用地区域となっています。
- また、北部山林は、都市計画法に基づく白地地域(用途地域が指定されていない地域)の形態規制により、建ぺい率60%・容積率200%※の規制が定められています。
(※その他の地域は、建ぺい率70%・容積率400%の規制となっています。)

<用途別建物現況>

- 第3区では住居系建物の比率が約74%、工業系が約13%となっており、商業系は約2%にとどまっています。
- 本町の総棟数に占める第3区の総棟数比は約7%であり、建物用途別では住居系比が約17%、工業系比が約24%となっています。
- 地区別では、稲富地区に第3区全体の約36%の建物が立地し、上秋地区に約28%の建物が立地しています。
- 地区別用途別の建物棟数では、住居系建物・工業系建物ともに稲富・上秋地区に多く立地しており、地域内の中心的役割を担っています。

＜公共公益施設＞

- 主な公共公益施設は、北小学校が稲富地区に、東海職業能力開発大学校が古川地区に立地しています。

＜建築年別建物現況＞

- 第3区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物が約54%と、町全体の割合とほぼ同水準となっています。
- 地区別では、稲富地区で60%を超えており、第3区内で最も高い水準となっています。

＜商業施設＞

- 第3区には、主な商業施設（1,000㎡以上）は開設されていませんが、隣接する第1区の商業施設によって、稲畑・上秋地区の一部が徒歩圏内となっています。
- コンビニエンスストアは県道岐阜大野線と県道根尾谷汲大野線の交差点に1店舗開設されており、古川・稲富・上秋地区の一部が徒歩圏内となっています。また、隣接する第1区に開設されているコンビニエンスストアによって稲畑・上秋地区の一部が徒歩圏内となっています。

交通状況

＜道路＞

- 第3区内の幹線道路は、県道3路線で、県道中之元古川線が東西に、県道岐阜大野線、同根尾谷汲大野線が南北に通っています。24時間交通量^{*}は、県道中之元古川線が2,101台、県道岐阜大野線が7,950台、県道根尾谷汲大野線が664台となっています。（※H22年度道路交通センサス）
- 第3区内の市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

＜公共交通＞

- 第3区にはバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

都市施設の状況

＜公園・緑地等＞

- 第3区には、上秋地区において隣接する第1区と連続する形で、約4.2haの根尾川リバーサイドパークを有しているほか、稲富・上秋地区にふれあい広場、稲富地区に農村公園が整備されており、総面積は25,855㎡となっています。
- 第3区の公園・緑地等面積は、本町の22.0%であり、人口1人あたりの面積は7.3㎡/人で、町全体の8.5㎡/人、都市公園法による公園整備基準の10㎡/人よりも低い水準となっています。
- 公園の立地は、稲富・上秋地区に集中しており、その他の地区では公園が整備されていない状況となっています。

防災

- 根尾川が氾濫した場合、上秋地区において1 m未満の浸水被害となることが想定されています。また、北部山林地域では土砂災害警戒区域が指定されています。
- 稲富地区の60%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについては、「就業の場、就業機会」の充実に関するニーズが高くなっています。
- 公共施設については、「公園や緑地など憩いの場」の整備に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況については、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。

（3）まちづくりの課題

第3区の地域特性や全体構想を踏まえ、第3区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 人口が減少する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要 ○ 優れた自然環境の保全が必要 ○ 工場跡地等の活用による地域産業の創造と就労の場の確保等が必要
交通	○ 地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 公共交通ネットワークの整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進が必要 ○ 生活道路の狭い部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要 ○ 新たな工業団地へのアクセス道路の整備が必要
都市施設	○ 公園・緑地の1人あたりの整備水準の向上が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震・浸水・土砂災害対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第3区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「新たな産業が活力を生み出す、住・工・農・緑が共存した安全・安心・快適な地域の創造」



基本目標

1. 良好な田園環境と豊かな自然環境に恵まれた地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. 新たな産業の導入等による活力ある地域づくり

まちづくりの方針

土地利用の方針

i) 専用住宅地

上秋・稲畑地区の市街地は、必要に応じて、住宅以外の用途の建築物の立地の抑制や地区計画等による計画的な開発誘導について検討するなど、専用住宅地としての土地利用の誘導と狭あい道路の整備推進による良好な居住環境の形成を目指します。また、良好な土地利用が必要なエリアや公図混乱地域等については、土地区画整理事業の手法を用いたまちづくりを検討します。

さらに、農用地区域に指定されている農地は基本的に保全を図りますが、社会情勢等の変化に応じて、専用住宅地としての開発も検討します。

また、空家の適切な管理・対策を推進します。

ii) 工業地

テクノパーク大野と根尾川沿いの工場跡地を利活用した企業誘致拠点の整備を促進することで、新たな産業と雇用の創出を図ります。

iii) 集落地

農地の中に立地する集落地について、必要に応じて、良好な居住環境を形成するために悪影響を及ぼすおそれのある建築物の立地の抑制を検討するとともに、農地内にある計画

的に整備された住宅団地について、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

また、狭あい道路の整備推進と空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

iv) 農地

第3区に分布する農地については、原則無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

v) 山林

北部山林は、優れた自然環境を保全し、緑地の機能を活用した町民の健康と保養、自然に触れ合う場としての土地利用を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

地域連携軸である県道岐阜大野線および県道中之元古川線について、関係機関と協議し、適宜、整備の促進と適正な維持管理を推進します。

ii) 公共交通

大野バスセンターを中心として、地域住民の生活に密着した公共交通網の整備推進と、コンパクトなまちづくりを推進します。

iii) 公園・緑地

自然環境軸として位置付けられている根尾川について、既存の公園を活かしたスポーツ、レクリエーション等の交流公園としての整備・活用を図ります。

また、根尾川リバーサイドパークをはじめ市街地内の既存公園等については、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を行うとともに、公園整備計画を策定したうえで、空きスペースを活用した新たな公園整備を推進します。さらに、名鉄廃線敷を利用した遊歩道の整備等を図るとともに、既成市街地や集落の社寺境内の樹林および公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け、保全を図ります。

iv) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

v) 河川

第3区東部を流れる根尾川は、自然環境軸として保全・活用を図ります。

vi) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進による潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

■ 都市防災の方針

洪水などの災害時の町民の安全確保のため、根尾川危険箇所の改修について、国、県に対し強く要望するとともに、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、名鉄廃線敷を利用した避難路の整備や、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための集合場所の一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する山林や農地等を防災系緑地として保全するとともに、土砂災害警戒区域が点在している北部山沿いは、新たな開発等の抑制を検討します。

■ 都市景観形成の方針

区内水田地帯および根尾川は、貴重な郷土景観として保全を図ります。

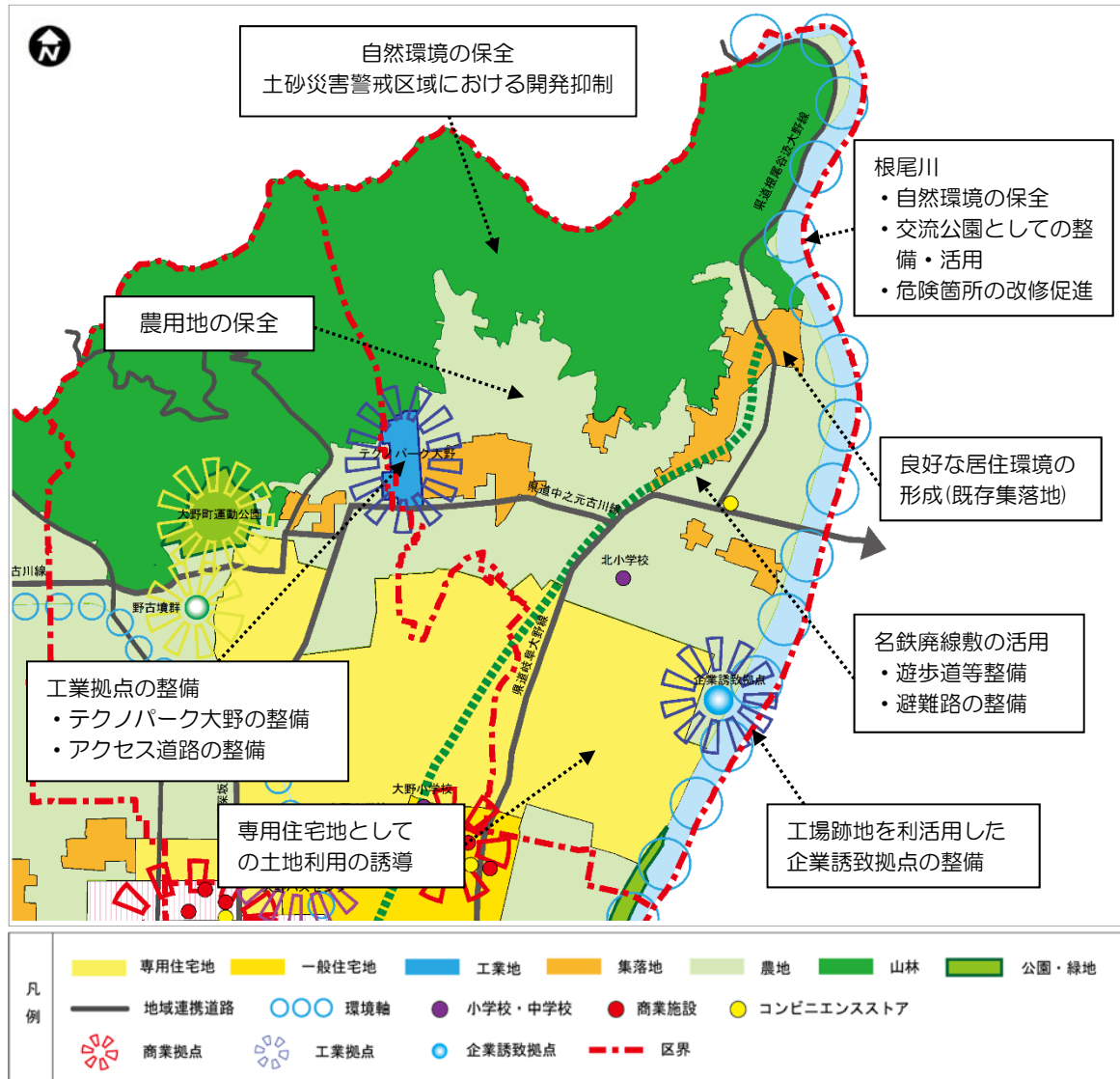


図 3-7 第 3 区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
専用住宅地 集落地	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成 ○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公共交通	○ 公共交通網の整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 公園整備計画の策定と空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全（水田地帯・根尾川）

5. 大野町第4区

(1) 地域の概況

第4区の北部は、概ね山林と田畑により形成され、南部は住宅地等・田畑・商業・工業用地が入り混じった市街地が一部形成されています。また、北部に位置する牛洞地区を根尾川支流の三水川が東西に横断しています。

第4区の約75%が山林・農地等の自然的土地利用となっており、緑豊かな田園地域を中心に、南部地域には比較的規模の小さい工業用地が点在しています。

第4区には、国道303号と県道中之元古川線、同池田揖斐川大野線の3本の幹線道路が通っており、バス路線は南部の中之元地区を横断しており、中之元地区および隣接する瀬古地区は概ねバス停徒歩圏内となっています。一方、北部に位置する松山・牛洞地区は、バス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

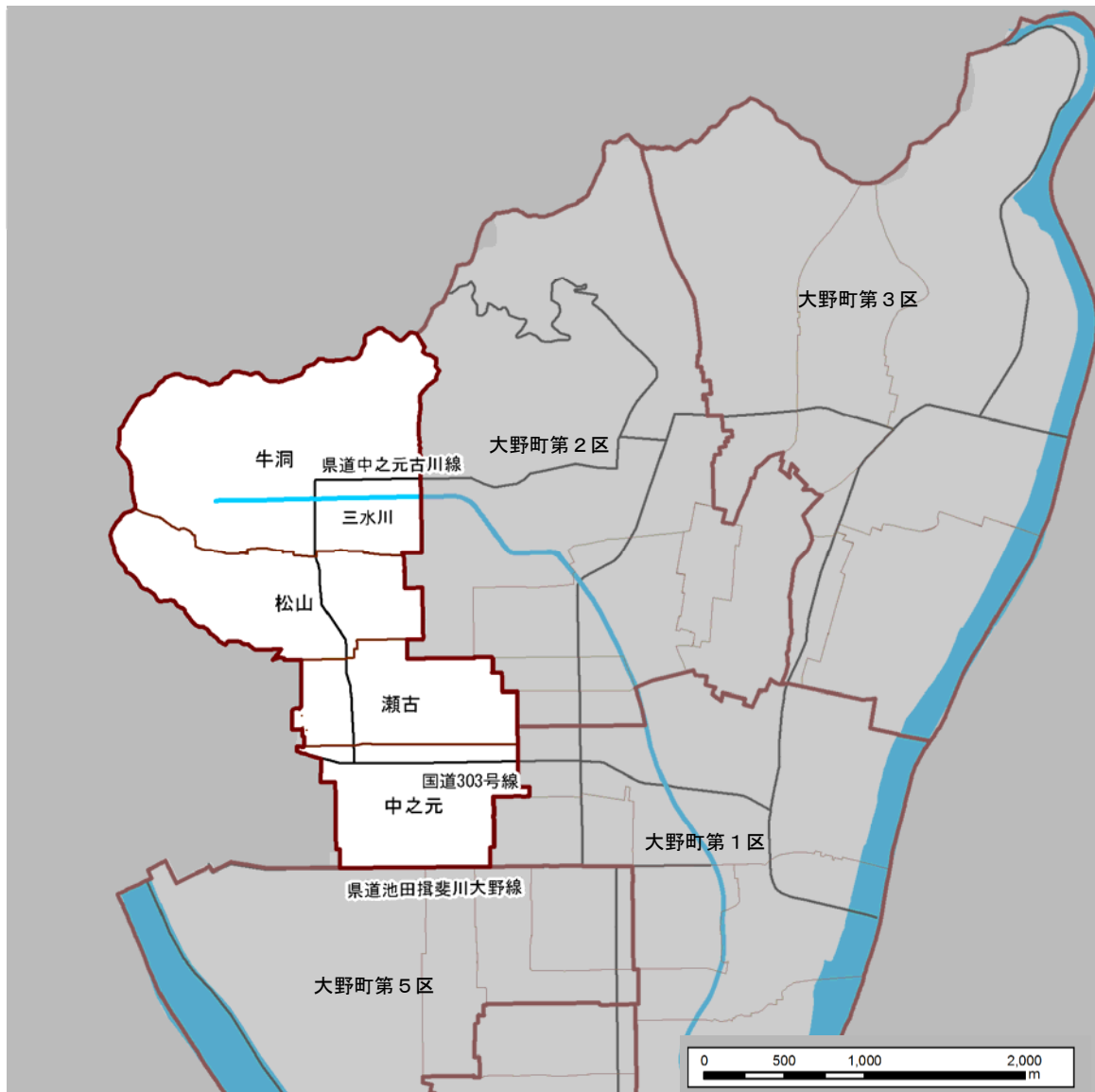


図3-8 大野町 第4区

(2) 地域の特性等

人口・世帯

- 人口は、過去一貫して減少している一方、世帯数は増加傾向となっています。これは、世帯構成人員が減少してきているため、将来的にもこうした傾向が続くものと予想されています。

土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 第4区は、自然的土地利用比率の高い地域となっており、山林・田畑を合わせた面積は第4区の約75%を占めており、町の山林・田畑面積全体の約18%となっています。
- 都市的土地利用は町全体の都市的土地利用面積の約25%となっており、住宅用地が約8%と最も多く、工業・商業用地はいずれも1～3%程度の割合となっています。

<土地利用規制>

- 北部山林を除き、農業振興地域が指定されており、地域内水田地帯は概ね農用地区域に指定されています。
- 北部山林は、都市計画法に基づく白地地域(用途地域が指定されていない地域)の形態規制により、建ぺい率60%・容積率200%※の規制が定められています。
(※その他の地域は、建ぺい率70%・容積率400%の規制となっています。)
- 国道303号および県道池田揖斐川大野線沿線は、特定用途制限地域に指定されています。

<用途別建物現況>

- 第4区では住居系建物が約77%、工業系が約9%、商業系が約3%立地しています。
- 本町の総棟数に占める第4区の総棟数比は約11%であり、最も棟数が多いのは中之元地区で、第4区の約36%が立地しています。
- 工業系建物は、瀬古地区に多く立地しており、第4区内の約44%が集積しています。

<公共公益施設>

- 主な公共公益施設は、西小学校が区内中央部に、揖斐広域斎場が松山地区西部に立地しています。

＜建築年別建物現況＞

- 第4区では新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物が約58%と、町全体の割合と比べて高い水準となっています。
- 地区別では松山地区で70%を超えており、町内で最も高い水準となっています。

＜商業施設＞

- 第4区には、主な商業施設（1,000㎡以上）が開設されておらず、コンビニエンスストアも立地しておりません。しかしながら、南東部に位置する瀬古・中之元地区では、概ね第1区に立地する商業施設やコンビニエンスストアの徒歩圏域でカバーされている状況です。

交通状況

＜道路＞

- 第4区のほぼ中央を県道中之元古川線が南北に通っているほか、瀬古・中之元地区に国道303号および県道池田揖斐川大野線が東西に通っています。
24時間交通量*は、県道中之元古川線が2,101台、国道303号が12,757台、県道池田揖斐川大野線が10,306台となっています。（※H22年度道路交通センサス）
- 第4区内の都市計画道路は、（都）大野揖斐川線（県道池田揖斐川大野線）がありますが、現在のところ未整備の状況となっています。
- その他、市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

＜公共交通＞

- 国道303号を経由する揖斐川町コミュニティバス（1路線）が第4区を通過し、大野町と揖斐川町を結んでいます。
- 南部の瀬古・中之元地区は、バス停からの徒歩圏域に概ねカバーされており、第4区北部はバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

都市施設の状況

＜公園・緑地等＞

- 第4区には、約3.5haの敷地を有する松山水辺公園が整備されているほか、松山・瀬古地区にふれあい広場、牛洞地区にやまびこ公園が整備されており、総面積は39,380㎡となっています。
- 第4区の公園・緑地、広場面積は、本町の14.3%を占めており、人口1人あたりの面積は13.9㎡/人で、町全体の8.5㎡/人、都市公園法による公園整備基準の10㎡/人を上回る水準となっています。
- なお、区南部の中之元地区には公園等が整備されていない状況です。

防災

- 第4区内に浸水想定区域は含まれていませんが、北部山間部の広い範囲で土砂災害警戒区域が指定されています。
- 松山地区の70%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについて、「就業の場、就業機会」の充実に関するニーズが高くなっています。
- 地域の安全性について、「防犯に対する安全性」の向上に関するニーズが高くなっています。
- 公共施設について、「公園や緑地など憩いの場」の整備、「歴史や伝統、観光資源」の保全・発掘に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況について、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。

（3）まちづくりの課題

第4区の地域特性や全体構想を踏まえ、第4区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 人口が減少する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 第1区と連携した商業の活性化の推進が必要 ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要 ○ 優れた自然環境の保全が必要
交通	○ 都市および地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 公共交通ネットワークの整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進が必要 ○ 生活道路の狭い部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要
都市施設	○ 利用者ニーズに応じた公園・緑地の適正な配置と拡充が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震・土砂災害対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第4区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「豊かな自然環境と水と緑に包まれ安全・安心・快適な地域の創造」



基本目標

1. 良好な田園環境と豊かな自然環境に恵まれた地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. 憩いとやすらぎをもたらす水と緑あふれる地域づくり

まちづくりの方針

土地利用の方針

i) 商業地

第1区の商業地と連続する地域一体は、本町の『商業拠点』として商業施設の誘導を図り、町の中心商業地の形成と商業の活性化を図ります。

ii) 集落地

農地の中に立地する集落地について、必要に応じて、良好な居住環境を形成するために悪影響を及ぼすおそれのある建築物の立地の抑制を検討するとともに、農地内にある計画的に整備された住宅団地について、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

また、狭あい道路の整備推進と空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

iii) 農地

第4区に広がる農地は、本町の貴重な産業資源として、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

iv) 山林

北部および北西部の山林は、優れた自然環境を保全し、緑地の機能を活用した町民の健康と保養、自然に触れ合う場としての土地利用を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である（都）大野揖斐川線について、関係機関と協議し、早期整備を推進します。また、地域連携軸である国道 303 号、県道中之元古川線について、関係機関と協議し、適宜、整備の促進と適正な維持管理を推進します。

ii) 公共交通

大野バスセンターを中心として、地域住民の生活に密着した公共交通網の整備推進と、コンパクトなまちづくりを推進します。

iii) 公園・緑地

松山水辺公園は、第 4 区の骨格となる公園・緑地として、公園の利用促進を図るとともに、区内既存公園について、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を図ります。

さらに、空きスペース等を活用した新たな公園整備と、名鉄廃線敷を利用した遊歩道の整備や各公園をネットワークする散策路の整備を推進するとともに、既成市街地や集落の社寺境内などの樹林および公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け、保全を図ります。

iv) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

v) 河川

第 4 区北部を流れる三水川は、自然環境軸として保全・活用を図ります。

vi) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進による潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

vii) その他

揖斐広域斎場について、揖斐広域連合と連携し、適切な維持管理を図ります。

■ 都市防災の方針

牛洞地区は土砂災害警戒区域が集中していることから、開発抑制を図るとともに、土砂災害などの災害時の町民の安全確保のため、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、名鉄廃線敷を利用した避難路の整備や、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための集合場所の一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する山林や農地等を防災系緑地として保全するとともに、土砂災害警戒区域が点在している北部および西部山沿いは、新たな開発等の抑制を検討します。

■ 都市景観形成の整備方針

区内水田地帯は、貴重な郷土景観として保全を図ります。

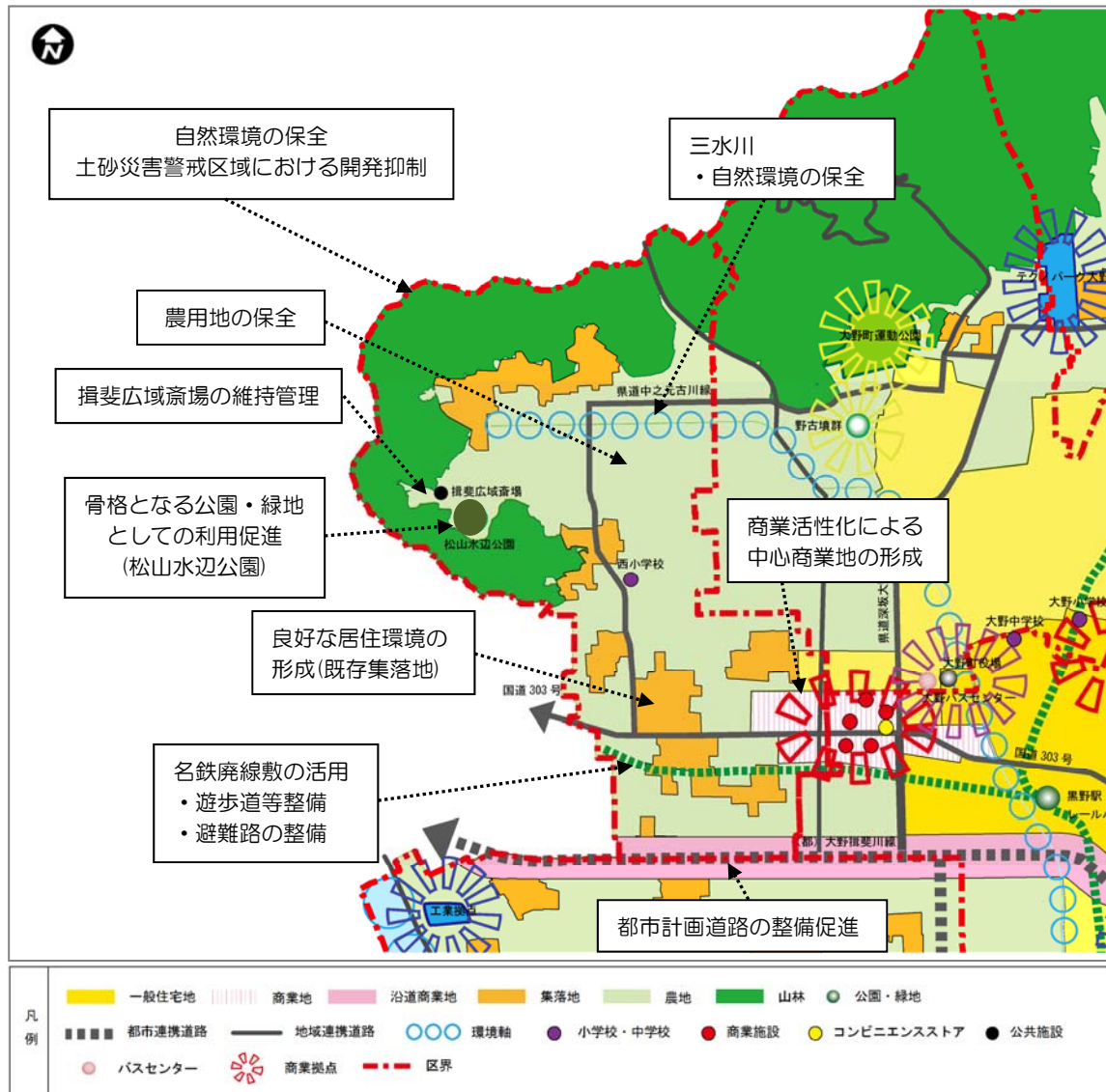


図 3-9 第 4 区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
集落地	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成 ○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公共交通	○ 公共交通網の整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全（水田地帯）

6. 大野町第5区

(1) 地域の概況

第5区は、住宅地等・田畑が入り混じった集落が分散して分布する平坦な田園地域となっています。

第5区の約64%が農地等の自然的土地利用となっており、緑豊かな田園地域を中心に、区内西部に工業用地が点在しています。

第5区には、県道本庄揖斐川線、県道池田揖斐川大野線および県道岐阜巣南大野線の3本の幹線道路が通っており、バス路線は東部の大衣斐・小衣斐地区を縦断しており、大衣斐、小衣斐および隣接する領家地区は概ねバス停徒歩圏内となっています。一方、西部に位置する公郷地区の大部分にバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

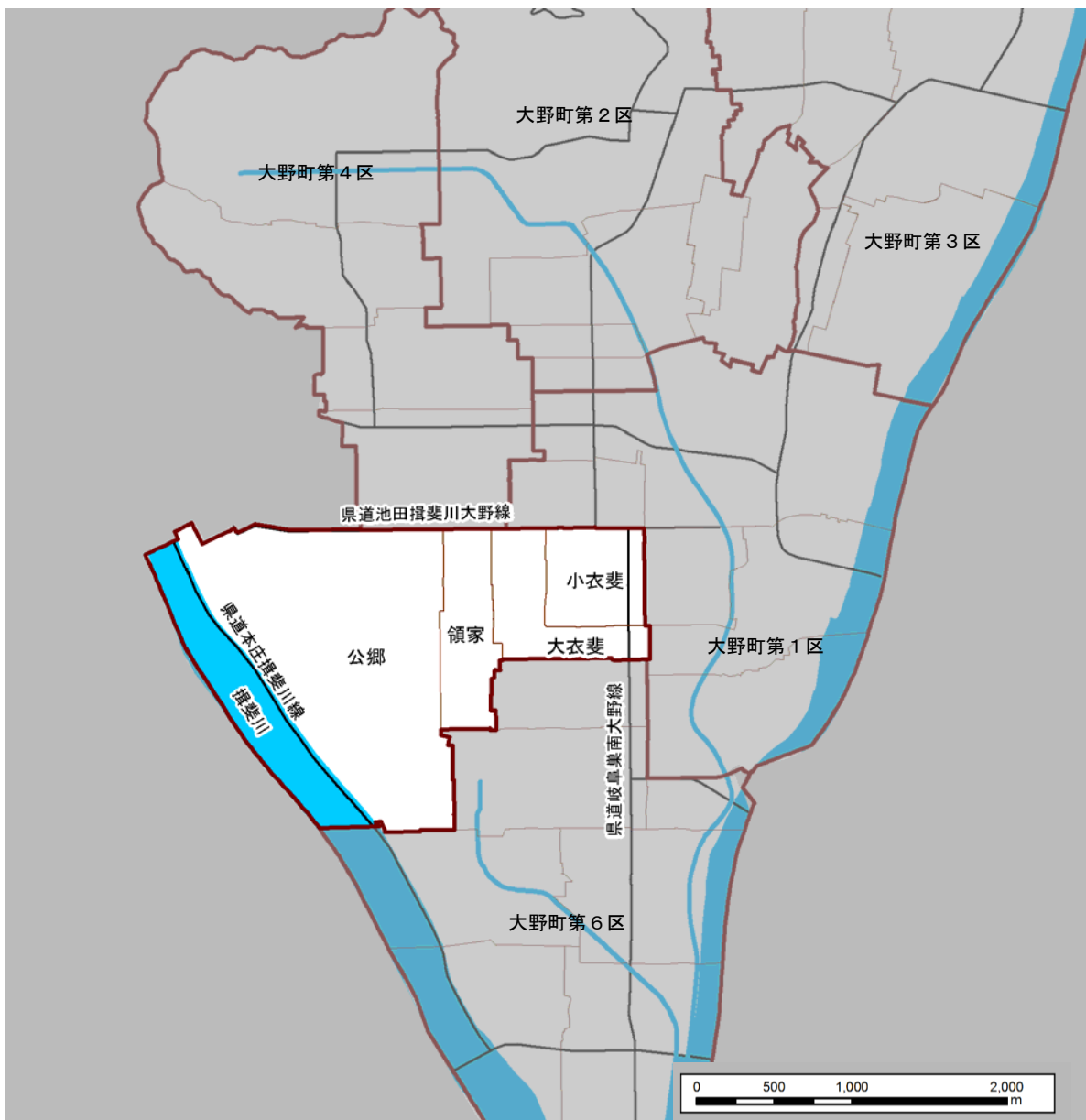


図3-10 大野町 第5区

(2) 地域の特性等



人口・世帯

- 第5区は、平成21年(2009年)からの住宅用地開発許可件数が町内で最も多く、平成21年(2009年)以降、一貫して人口が増加しています。また、人口増加に伴って世帯数も増加していますが、世帯構成人員は減少傾向となっており、核家族化が進行しています。



土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 第5区は、自然的土地利用比率の高い地域となっており、田畑面積が約64%を占めています。
- 都市的土地利用は町の都市的土地利用面積全体の約11%となっており、住宅用地が約11%と最も多く、工業用地が約4%、商業用地が約1%となっています。

<土地利用規制>

- 地域内水田地帯は概ね農用地区域に指定されています。
- 第5区内を通る3つの都市計画道路(いずれも未整備)沿道は、いずれも特定用途制限地域に指定されています。
- 第5区は、都市計画法に基づく白地地域(用途地域が指定されていない地域)の形態規制により、建ぺい率70%・容積率400%の規制が定められています。

<用途別建物現況>

- 第5区では住居系建物が約80%、工業系が約7%、商業系が約2%立地しています。
- 本町の総棟数に占める第5区の総棟数比は約10%であり、最も棟数が多いのは公郷地区で、第5区の約73%が立地しています。
- 工業系建物も公郷地区に多く立地しており、第5区内の約74%が集積しています。

<公共公益施設>

- 主な公共公益施設は、中小学校と揖東中学校が公郷地区に立地しています。

<建築年別建物現況>

- 第5区では新耐震基準以前である昭和56年(1981年)以前に建てられた建物が約54%であり、町全体の割合とほぼ同じ水準となっています。
- 地区別では領家地区で60%を超えており、第5区内で最も高い水準となっています。

＜商業施設＞

- 第5区には、主な商業施設（1,000㎡以上）およびコンビニエンスストアは立地しておらず、小衣斐・領家地区の北端部と公郷・領家地区の南端部が、それぞれ隣接する第1区および第6区に立地する商業施設やコンビニエンスストアの徒歩圏域でカバーされている状況です。

交通状況

＜道路＞

- 第5区北部を県道池田揖斐川大野線が東西に通っているほか、第5区東部および西部に、それぞれ県道岐阜県南大野線と県道本庄揖斐川線が南北に通っています。24時間交通量※は、県道池田揖斐川大野線が10,306台、県道岐阜県南大野線が5,353台、県道本庄揖斐川線が2,099台となっています。（※H22年度道路交通センサス）
- 第5区内の都市計画道路は、（都）大野揖斐川線（県道池田揖斐川大野線）、（都）大垣神戸大野線（県道岐阜県南大野線）、（都）大野池田線の3路線がありますが、現在のところ未整備の状況となっています。
- その他、市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

＜公共交通＞

- 区内東部において大野町と大垣市を結ぶ民営路線バス1路線が通過しており、小衣斐・大衣斐地区の全部と領家地区の大部分がバス停からの徒歩圏域で網羅されています。
- 第5区西部の公郷地区は、バス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

都市施設の状況

＜公園・緑地等＞

- 第5区には、約2.0haの敷地規模を有する大野揖斐川パークが立地しているほか、公郷地区にうぐいす公園、小衣斐地区に条里公園が整備されていますが、領家・大衣斐地区には公園等が整備されていない状況です。

防災

- 第5区には、洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域の指定はありません。
- 公郷・大衣斐地区の50%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについては、「就業の場、就業機会」の充実に関するニーズが高くなっています。
- 公共施設については、「スポーツ施設」の整備や「歴史や伝統、観光資源」の保全・発掘に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況については、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。

(3) まちづくりの課題

第5区の地域特性や全体構想を踏まえ、第5区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 核家族化が進行する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 第1区と連携した商業の活性化の推進が必要（沿道サービスエリアの充実） ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要 ○ 工場跡地等の活用による地域産業の創造と就労の場の確保等が必要
交通	○ 都市および地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 公共交通ネットワークの整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進が必要 ○ 生活道路の狭あい部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要
都市施設	○ 利用者ニーズに応じた公園・緑地の適正な配置と拡充が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第5区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「美しい田園環境と、憩い・やすらぎ・活力に満ちた安全・安心・快適な地域の創造」



基本目標

1. 美しい田園環境と憩い・やすらぎに満ちた地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. 新たな産業の導入等による活力ある地域づくり

まちづくりの方針

土地利用の方針

i) 沿道商業地

(都) 大野揖斐川線の既成市街地に隣接した沿道は、沿道商業地以外での沿道サービス施設の無秩序な立地を抑制するとともに、用途地域の指定等を検討し、沿道商業地としての土地利用を図ります。

ii) 工業地

揖斐川沿いの既存工場立地地区については、工業地としての土地利用を図り、地域産業の創造と就労の場の確保を促進します。

iii) 集落地

農地の中に立地する集落地について、必要に応じて、良好な居住環境を形成するために悪影響を及ぼすおそれのある建築物の立地の抑制を検討するとともに、農地内にある計画的に整備された住宅団地について、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

また、狭あい道路の整備推進と空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

iv) 農地

第5区に広がる農地については、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

本町と周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である（都）大野揖斐川線および（都）大垣神戸大野線、地域連携軸である（都）大野池田線について、関係機関と協議し、早期整備を推進します。

ii) 公共交通

大野バスセンターを中心として、地域住民の生活に密着した公共交通網の整備推進と、コンパクトなまちづくりを推進します。

iii) 公園・緑地

自然環境軸として位置付けられている揖斐川について、既存の公園等を活かしたスポーツ、レクリエーション等の交流公園としての整備・活用を図ります。

また、区内既存公園について、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を図るとともに、空きスペース等を活用した新たな公園整備を推進します。

既成市街地や集落の社寺境内などの樹林および公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け、保全を図ります。

iv) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

v) 河川

第5区西部を流れる揖斐川は、自然環境軸として保全、活用を図ります。

vi) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進による潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

■ 都市防災の方針

地震災害から町民の安全確保のため、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する農地等を防災系緑地として保全します。

■ 都市景観形成の整備方針

区内水田地帯および揖斐川は、貴重な郷土景観として保全します。

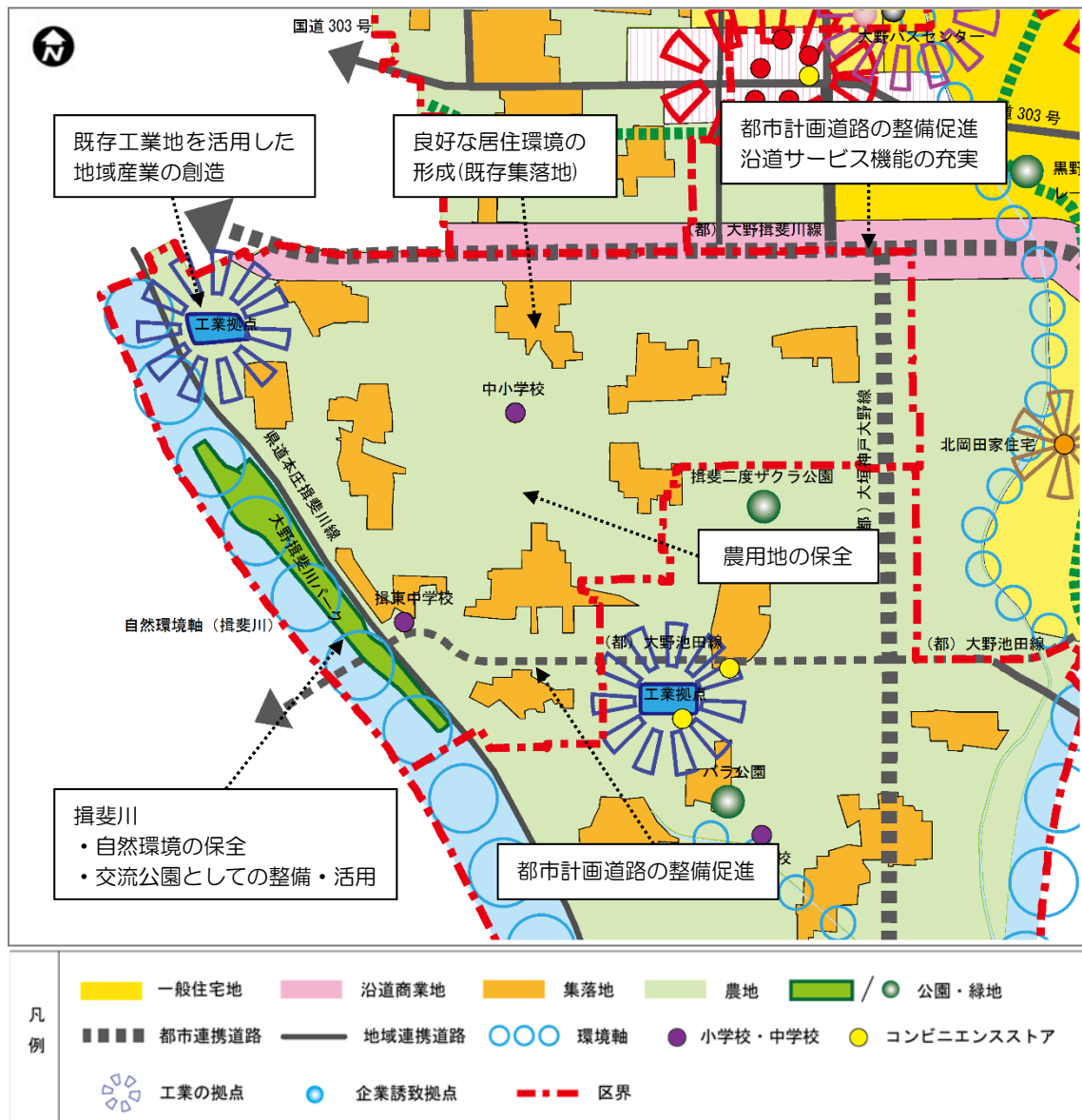


図3-11 第5区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
集落地	○ 空家の適切な管理等による良好な居住空間の形成 ○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公共交通	○ 公共交通網の整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全（水田地帯・栴斐川）

(2) 地域の特性等



人口・世帯

- 人口は、平成 21 年（2009 年）以降、減少傾向となっていますが、世帯数は一貫して増加傾向となっています。これは、世帯構成人員が減少してきているためで、将来的にもこうした傾向が続くものと予想されています。



土地利用・建物利用状況

<土地利用現況>

- 第 6 区は、自然的土地利用比率の高い地域となっており、田畑面積が約 60%を占めています。
- 都市的土地利用は町の都市的土地利用面積全体の約 17%となっており、道路用地に次いで住宅用地が約 10%と多く、工業用地は約 6%、商業用地は約 1%となっています。

<土地利用規制>

- 地域内水田地帯は概ね農用地区域に指定されています。
- 第 6 区内を通る 3 つの都市計画道路（（都）池田岐阜線は整備済み、（都）大野池田線および（都）大垣神戸大野線は未整備）沿道は、いずれも特定用途制限地域に指定されています。
- 第 6 区は、都市計画法に基づく白地地域（用途地域が指定されていない地域）の形態規制により、建ぺい率 70%・容積率 400%の規制が定められています。

<用途別建物現況>

- 第 6 区では住居系建物が約 73%、工業系が約 13%、商業系が約 3%立地しています。
- 本町の総棟数に占める第 6 区の総棟数比は約 16%であり、最も棟数が多いのは本庄地区で、第 6 区の約 23%が立地しています。
- 工業系建物は本庄地区と五之里地区に多く立地しており、2 地区で区内の約 50%の建物が集積しています。

<公共公益施設>

- 主な公共公益施設は、南小学校が加納地区に、西濃環境整備組合とゆ〜みんぐ屋内温水プールが下座倉地区に立地しています。

<建築年別建物現況>

- 第 6 区では新耐震基準以前である昭和 56 年（1981 年）以前に建てられた建物が約 47%であり、町全体の割合と比較すると低い水準となっています。
- 地区別では南方・下座倉地区で 60%を超えており、第 6 区内で高い水準となっています。

<商業施設>

- 第6区には、主な商業施設（1,000㎡以上）は立地していませんが、コンビニエンスストアが五之里地区に2店舗、下磯地区に1店舗立地しており、五之里・下磯地区の全部と南方・加納・上磯・本庄地区の一部が徒歩圏域でカバーされている状況です。

交通状況

<道路>

- 第6区中央部に県道岐阜関ヶ原線、北部に県道北方真正大野線が東西に通っているほか、東部に県道岐阜県南大野線、西部に県道本庄揖斐川線が南北に通っています。24時間交通量^{*}は、県道岐阜関ヶ原線が15,800台、県道岐阜県南大野線が5,353台、県道北方真正大野線が3,789台、県道本庄揖斐川線が2,099台となっています。（※H22年度道路交通センサス）
- 第6区内の都市計画道路は、（都）池田岐阜線（県道岐阜関ヶ原線）、（都）大垣神戸大野線（県道岐阜県南大野線）、（都）大野池田線および（都）東海環状自動車道とそのインターチェンジ（アクセス道路含む）の4路線となっており、現在のところ（都）池田岐阜線（県道岐阜関ヶ原線）は整備が完了していますが、（都）東海環状自動車道とそのインターチェンジ（アクセス道路含む）は事業中、それ以外の路線は未整備の状況となっています。
- その他、市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。

<公共交通>

- 第6区内には、大野町と大垣市を結ぶ民営路線バス3路線が通過しており、南方・五之里地区の全部と、加納・上磯・本庄・下磯地区の大部分がバス停からの徒歩圏域で網羅されています。なお、下座倉地区はバス路線はありませんが、デマンドタクシーの停留所が配置されています。

都市施設の状況

<公園・緑地等>

- 第6区には、南方地区に揖斐二度ザクラ公園、加納地区にバラ公園が整備されており、総面積は14,910㎡となっていますが、児童公園など、町民が身近に利用することができる公園等の整備が少ない状況となっています。

防災

- 根尾川が氾濫した場合、第6区の大部分が1m以上の浸水被害が想定され、特に、下座倉地区では5m以上の浸水被害が想定されています。
- 第6区北部に位置する南方地区と、南部に位置する下座倉地区で60%以上の建物が新耐震基準以前である昭和56年（1981年）以前に建てられた建物となっています。
- 市街地や集落内の生活道路は線形が悪く、かつ狭い道路が多くなっています。（再掲）

住民アンケート調査結果

- 生活環境や住みやすさについては、「就業の場、就業機会」の充実や「買物の利便性」の向上に関するニーズが高くなっています。
- 地域の安全性については、「騒音や悪臭」などの公害対策に関するニーズが高くなっています。
- 公共施設については、「公園や緑地など憩いの場」の整備に関するニーズが高くなっています。
- 交通状況については、「通勤・通学の利便性」、「公共交通機関の利便性」の向上、「歩行者に対する安全性」の確保に関するニーズが高くなっています。

(3) まちづくりの課題

第6区の地域特性や全体構想を踏まえ、第6区の課題を以下のとおり整理します。

区 分	まちづくりの課題
人口	○ 人口が減少する中、コミュニティの維持・強化や就労の場の確保等が必要
土地利用	○ 居住環境に悪影響を及ぼす用途の建築物の立地の抑制が必要 ○ 計画的な土地利用の誘導による良好な新市街地の形成が必要 ○ 町の玄関口にふさわしい情報発信拠点の整備が必要 ○ 良好な田園環境と郷土景観の保全が必要
交通	○ 広域および都市連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ インターチェンジから町内外拠点を結ぶ道路整備の推進による利便性の向上が必要 ○ 地域連携道路の整備促進と適正な維持管理に基づく利便性の向上が必要 ○ 公共交通ネットワークの整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進が必要 ○ 生活道路の狭あい部の線形改良等による通勤・通学等の利便性の向上が必要
都市施設	○ 利用者ニーズに応じた公園・緑地の適正な配置と拡充が必要 ○ 汚水処理人口普及率の向上が必要
防災	○ 地震・浸水対策の強化等、防災まちづくりの推進が必要
その他	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間と防犯対策の強化が必要 ○ 揖斐二度ザクラ公園とバラ公園を核とした観光振興が必要

(4) まちづくりの方針

まちづくりの目標

第6区の地域特性および課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおりとします。

将来まちづくり像

「町の玄関口として、豊かな自然環境と交流・にぎわいが共存した活力ある地域の創造」



基本目標

1. 豊かな自然環境に恵まれた地域づくり
2. 安全で快適な居住環境の充実した地域づくり
3. インターチェンジの開設による交流・にぎわい・活力が融合した地域づくり

まちづくりの方針

土地利用の方針

i) 新産業地（商業・工業複合拠点）

（仮称）大野・神戸インターチェンジ周辺地域は、インターチェンジの開設にともなう広域自動車交通の利便性の向上を活かし、特定用途制限地域の利活用や用途地域指定等を検討します。また、日常生活サービス機能を有する商業施設や新たな産業や雇用の創出に資する工業施設等の立地誘導を図るため、土地区画整理事業等の実施を図ります。

ii) 交流・情報発信地（交流・情報発信拠点）

（仮称）大野・神戸インターチェンジの開設にともない、（都）池田岐阜線（県道岐阜関ヶ原線）沿道に道の駅を整備し、町の玄関口としての土地利用を図ります。

iii) 沿道商業地

道の駅以外の（都）池田岐阜線（県道岐阜関ヶ原線）沿道は、沿道サービス施設を誘導する沿道商業地と位置付け、計画的な土地利用を図ります。

iv) 工業地

既存工場立地地区については、工業地としての土地利用を図り、地域産業の創造と就労の場の確保を促進します。

v) 集落地

農地の中に立地する集落地について、必要に応じて、良好な居住環境を形成するために悪影響を及ぼすおそれのある建築物の立地の抑制を検討するとともに、農地内にある計画的に整備された住宅団地について、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

また、狭あい道路の整備推進と空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成を図ります。

vi) 農地

第6区に広がる農地については、無秩序な都市的土地利用を抑制し、農用地として保全を図ります。

都市施設等の整備方針

i) 道路網

本町と周辺都市および町内各地域を結ぶ機能を有する都市連携軸である（都）大垣神戸大野線、地域連携軸である（都）大野池田線について、関係機関と協議し、早期整備を推進します。

ii) 公共交通

大野バスセンターを中心として、地域住民の生活に密着した公共交通網の整備推進と、コンパクトなまちづくりを推進します。

また、道の駅において、バス停留所およびバス利用者のための駐輪場を整備し、公共交通乗継機能を拡充します。

iii) 公園・緑地

自然環境軸として位置付けられている根尾川および揖斐川について、既存の公園等を活かしたスポーツ、レクリエーション等の交流公園としての整備・活用を図ります。

また、揖斐二度ザクラ公園とバラ公園は、観光・レクリエーション拠点として、その他の骨格となる公園・緑地とのネットワーク化の推進等を図るとともに、区内既存公園について、アダプトシステムなどの適用を検討し、町民との協働による適正な維持管理を図ります。さらに、空きスペースや道の駅を活用した新たな公園等の整備を推進するとともに、既集落の社寺境内などの樹林および公共施設緑地については、保全すべき緑地と位置付け、保全を図ります。

iv) 下水道

汚水処理人口普及率を増加させるため、公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽や集合処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

v) 河川

第6区を流れる揖斐川、根尾川および花田川について、自然環境軸としての保全・活用を図るとともに、揖斐川、根尾川については町民のスポーツ、レクリエーションの場等としての保全、活用を図ります。

vi) 住宅

地震災害に備え、住宅の耐震化を促進するとともに、区内の狭あい道路や行き止まり道路の解消による安全性の向上と、緑化の推進による潤いのある居住環境の形成を図ります。

また、今後増加が予想される空家について、周辺居住環境、防犯の観点から地域との協働により対策を検討します。

都市防災の方針

洪水などの災害時の町民の安全確保のため、根尾川危険箇所の改修について、国、県に対し強く要望するとともに、既存公園等の活用による避難所等の整備・充実を図ります。

また、道の駅と一体となった防災拠点の整備や、避難に際して手助けが必要となる高齢者等の避難行動要支援者に対して、集団避難のための集合場所の一時避難場所として、ふれあい広場の活用等を検討します。

既成市街地や集落においては、狭あい道路の解消等による生活道路の安全性と避難路の確保等を図るとともに、空家等の適切な管理による防犯対策を推進します。

その他、保水機能を有する農地等を防災系緑地として保全を図ります。

都市景観形成の整備方針

揖斐二度ザクラ公園およびその周辺地域、上磯古墳群の一体的な景観保全を図るとともに、区内水田地帯、根尾川、揖斐川、花田川は、貴重な郷土景観として保全します。

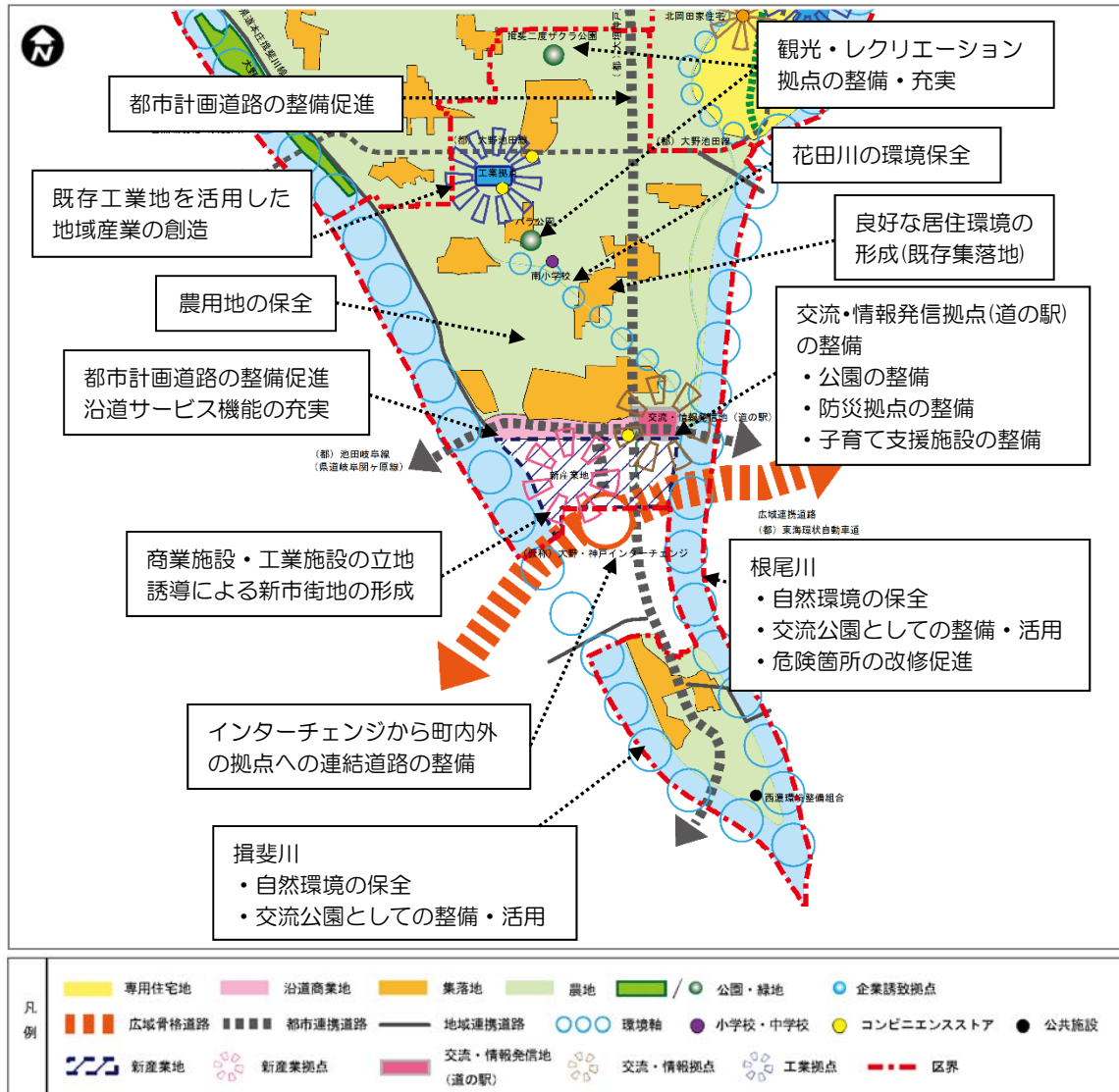


図 3-13 第 6 区地域づくり方針図

その他地域全体での取組・整備方針

区 分	取組・整備方針
集落地	○ 空家の適切な管理・対策による良好な居住空間の形成 ○ 狭あい道路の解消による良好な居住環境の形成と防災力の向上
道路網	○ 地域連携軸の整備促進と適正な維持管理の推進
公共交通	○ 公共交通網の整備推進によるコンパクトなまちづくりの推進
公園・緑地	○ アダプトシステムの適用と町民との協働による適正な維持管理の推進 ○ 空きスペース等を活用した新たな公園整備の推進 ○ 保全すべき緑地の保全
下水道	○ 公共下水道にかわる高度処理型合併処理浄化槽等の設置推進
住宅	○ 住宅耐震化の促進と緑化の推進による潤いのある居住環境の形成
防災	○ 既存公園等の活用による避難所等の整備・充実、防災系緑地の保全
景観	○ 郷土景観の保全(水田地帯・揖斐川・根尾川・花田川・揖斐二度ザクラ公園周辺)